令和6年度

ここが変わる！

ことしの税制改正

- 所得税・個人住民税の定額減税
- 賃上げ促進税制の強化
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

その他主要改正事項を収録

はじめに

令和６年度の与党税制改正大綱は、令和５年（2023年）12月14日に取りまとめられ、同月22日に税制改正の大綱が閣議決定されました。今年度の税制改正は、デフレマインドの払拭と賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現が基本的な考え方であり、物価上昇を上回る賃金上昇の実現が最優先課題とされています。

まず、高額所得者を除き一人当たり所得税３万円、個人住民税１万円の定額減税が行われ、令和６年６月以降の源泉徴収・特別徴収等から速やかに実施されます。また、子育て世帯を対象として住宅ローン控除が拡充されるなどの措置が講じられます。

法人税関係では、賃上げ促進税制のインセンティブが強化されるとともに、赤字企業にも賃上げの裾野を拡大する措置が講じられます。さらに、民間企業による無形資産投資を後押しするイノベーションボックス税制や、国として戦略的な長期投資が不可欠となる物資を選定して投資を促す戦略分野国内生産促進税制が創設されます。

消費税関係では、グローバル化を踏まえてデジタルサービスを提供する国外事業者に対するプラットフォーム課税の導入や必要な制度の見直しが行われます。

納税環境整備では、法人のＧビズIDとの連携によるe-Taxの利便性向上や処分通知等の電子交付の拡充が実施されるなどの改正が行われます。また、重加算税の適用対象に仮装隠蔽に基づき更正請求書を提出していた場合が加えられます。

本冊子は、令和６年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

CONTENTS もくじ

Ⅰ 法人にかかる税制は ここが変わる！

1 賃上げ促進税制の強化 …… 4
2 交際費等の損金不算入制度の見直し …… 12
3 その他の改正 …… 13

Ⅱ 個人にかかる税制は ここが変わる！

1 所得税・個人住民税の定額減税 …… 19
2 法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの …… 23

Ⅲ 土地・住宅にかかる税制は ここが変わる！

1 子育て支援に関する政策税制 …… 25
2 土地に係る固定資産税の負担調整措置 …… 28
3 その他の改正 …… 28

Ⅳ 相続・贈与にかかる税制は ここが変わる！

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の改正 …… 29
2 その他の改正 …… 30

Ⅴ 消費課税にかかる税制は ここが変わる！

1 プラットフォーム課税の導入 …… 31
2 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等 …… 32
3 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の見直し …… 33
4 外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し …… 34

Ⅵ 納税環境は ここが変わる！

1 法定調書のe-Tax等による提出義務基準の引下げ …… 35
2 GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上 …… 36
3 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備 …… 37
4 その他の改正 …… 38

（注）本冊子の内容は、主として令和５年12月14日付の与党の「令和６年度税制改正大綱」及び令和５年12月22日に閣議決定された「令和６年度税制改正の大綱」に基づいています。税制改正の内容は確定したものではありませんので、今後の税制改正動向に十分ご注意ください。

Ⅰ 法人にかかる税制はここが変わる！

1 賃上げ促進税制の強化

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改正

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げのため、賃上げ促進税制が強化されます。

また、従来の「大企業」から「中堅企業」として新たな区分が設けられます。

そして教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置の適用要件の緩和が行われます。

さらに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置が創設されます。

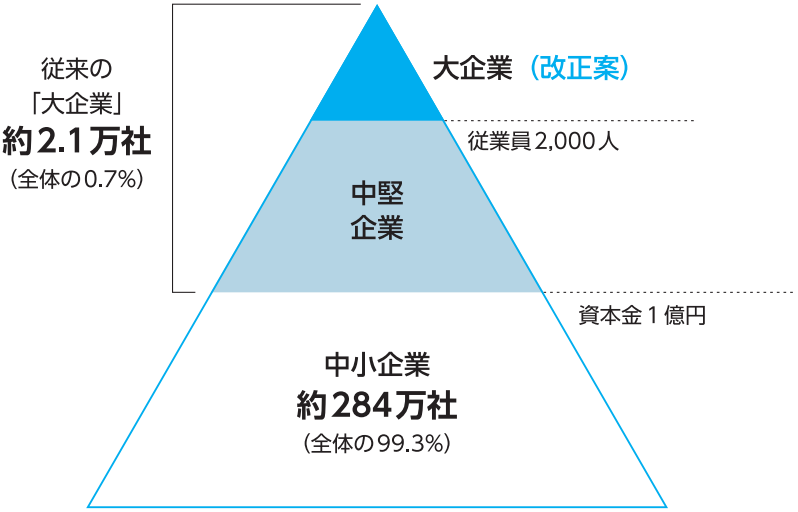

これらの改正により、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、30%（改正前）から35%（改正案）に、中小企業については、40%（改正前）から45%（改正案）に引き上げられることとなります。

その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけでない「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となります。

大企業向け

適用対象　青色申告書を提出する全企業※3

必須要件（賃上げ要件）			上乗せ要件① 教育訓練費※2		新設 上乗せ要件② 子育てとの両立・女性活躍支援	
継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1	＋	前年度比 +10% ↓ 税額控除率を **5%上乗せ**	＋	プラチナくるみん or プラチナえるぼし ↓ 税額控除率を **5％上乗せ**	最大35%
＋３％	10%					
＋４％	15%					
＋５％（新設）	20%					
＋７％（新設）	25%					

中堅企業向け【新設】

適用対象　青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業※4
（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が１万人を超えるものを除く。）

必須要件（賃上げ要件）			上乗せ要件① 教育訓練費※2		上乗せ要件② 子育てとの両立・女性活躍支援	
継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1	＋	前年度比 +10% ↓ 税額控除率を **5%上乗せ**	＋	プラチナくるみん or えるぼし３段階目以上 ↓ 税額控除率を **5%上乗せ**	最大35%
＋３％	10%					
＋４％	25%					

Ⅲ 土地・住宅にかかる税制はここが変わる！

1 子育て支援に関する政策税制

子育て支援に関する政策税制については、次の３つについて検討されており、❶と❷は、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和６年限りの措置として、先行的に実施されます。

❶	子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
❷	子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
❸	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（24ページのコラム参照）

(1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て特例対象個人が適用を受ける住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）について、その対象となる住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が拡充されます。

対象となる取得	認定住宅等の新築
	認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得
	買取再販認定住宅等の取得
期間	令和６年１月１日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

【子育て特例対象個人とは】

- 本人の年齢が40歳未満であって、配偶者（年齢不問）を有する者
- 本人の年齢が40歳以上であって、年齢40歳未満の配偶者を有する者
- 本人の年齢と配偶者の有無は不問で、年齢19歳未満の扶養親族を有する者

[改正前（令和6年・7年入居）**]**

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

[改正案（令和6年入居に限る。令和７年入居は改正前と同じ。）**]**

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	**子育て特例対象個人**	**5,000万円**	**4,500万円**	**4,000万円**
	上記以外	4,5000万円	3,500万円	3,000万円

また、認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置（原則50㎡以上を40㎡以上とする措置。ただし合計所得金額1,000万円以下に限ります。）について、令和６年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとされます。

（注１） **認定住宅等**…認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）、ＺＥＨ水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

（注２） **買取再販認定住宅等**…認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの

（注３） 上記について、その他の要件等は、改正前の住宅ローン控除と同様とされます。

(2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（住宅リフォーム税制）に、子育て特例対象個人（(1) 参照）がその者の所有する居住用の家屋について行う一定の子育て対応改修工事（注１）が追加されました。

対象期間の要件	その居住用の家屋を令和６年４月１日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合
控除の内容	その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（注２）（250万円を限度）の10％に相当する金額をその年分の所得税の額から控除

※ 上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用されません。なお、その他の要件等は、住宅リフォーム税制と同様となります。

Ⅳ 相続・贈与にかかる税制はここが変わる！

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の改正

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

❶	適用期限が令和８年12月31日まで３年間延長されます。
❷	非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋」の要件が次のとおりとされます。 住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、その住宅用家屋の省エネ性能が… **改正前**：断熱等性能等級４以上**又は**一次エネルギー消費量等級４以上 ▶ **改正案**：断熱等性能等級５以上**かつ**一次エネルギー消費量等級６以上

（注）令和６年１月１日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、改正前の要件のものであっても、その住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋」とみなされます。

イ	令和５年12月31日以前に建築確認を受けているもの
ロ	令和６年６月30日以前に建築されたもの

適用関係　上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

V 消費課税にかかる税制はここが変わる！

1 プラットフォーム課税の導入

デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっています。こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されています。

わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラットフォーム課税が導入されます。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とされます。

あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しが行われます。

〈イメージ〉アプリストアを通じてオンラインゲームを配信

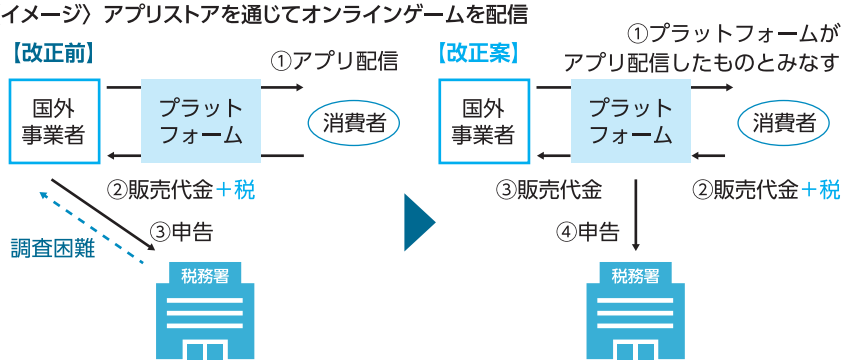

（財務省資料を基に作成）

2 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等

(1)　一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（３万円未満のものに限ります。）については、帳簿への住所等の記載が不要とされます。

【帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる自販機特例等を適用する場合の帳簿記載事項】

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- 対価の額
- **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**
  （**国税庁長官が指定**するものについて、住所等の記載は不要）
- 特例の対象となる旨

【改正前】

【改正案】
自販機や証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る。）について、住所等の記載を不要とする。

（財務省資料を基に作成）

適用関係　上記の改正の趣旨を踏まえ、令和５年10月１日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとされます。

(2)　簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和５年10月１日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件としてその課税仕入れに係る